

# 二戸市いじめ防止等のための基本的な方針

平成26年11月

(平成30年 1月改訂)

## 目 次

はじめに	1
I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめの未然防止	2
4 いじめの早期発見	2
5 いじめへの対処	3
6 家庭、地域、関係機関との連携	3
II いじめ防止等のための対策の内容	3
1 市（教育委員会を含む）が実施する施策	3
(1) 道徳教育及び体験活動等の充実	3
(2) 児童生徒の主体的な活動の推進	3
(3) 情報モラル教育の推進	4
(4) いじめの早期発見及び実態把握の取組	4
(5) 特別支援教育の推進	4
(6) いじめ防止対策委員会の設置	4
(7) 関係機関との連携体制の整備	4
(8) いじめの防止等のための研修の推進	4
(9) 学校いじめ対策組織への指導・助言	4
(10) いじめに対する措置	4
(11) 重大事態への対処	4
(12) 学校評価への指導・助言	5
(13) 学校運営改善の支援	5
2 学校における取組	5
(1) 道徳教育、体験活動の充実	5
(2) いじめの防止等のための基本方針の策定	5
(3) 学校評価による取組の改善	5
(4) 関係者との連携と情報提供	6
(5) いじめの防止等の対策のための組織の設置	6
(6) いじめの未然防止	6
(7) いじめの早期発見	6
(8) いじめ事案への対応	6
(9) いじめ解消の判断	7
(10) 体制整備と校内研修等の充実	7
(11) 教育相談の充実	7
(12) 特別な支援を必要とする児童生徒への対応	7
III 重大事態への対処	8
1 重大事態の意味	8
2 教育委員会または学校による調査	8

(1) 重大事態の報告	8
(2) 調査の趣旨及び調査主体	8
(3) 調査を行うための組織	8
(4) 事実関係を明確にするための調査の実施	9
3 調査結果の提供及び報告	9
IV その他いじめの防止等のための対策に関する事項	10
1 基本方針見直しの検討	10
2 学校の基本方針策定と校内組織	10

## はじめに

二戸市の教育は「自然と郷土を愛し、自主的で創造性に富む豊かな人間性を培い、国際社会に生きる健やかな市民を育む」ことを教育目標に掲げ、学校、家庭、地域、行政が協働し、積極的にひとづくりに取り組んでいる。

学校教育においては、同年齢や異年齢の幅広い人ととの関わりをとおして、人間関係を学び、社会性を身につけることができるよう、学校、家庭、地域が互いに連携し、協力することにより、共に支え合う人間関係づくりを進めている。

二戸市においては、これまでにも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、いじめ問題に係る委員会を設置して、その防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71条。以下「法」という。）の施行を受け、二戸市は、改めて、児童生徒の尊厳を保持するため、学校、地域、家庭その他の関係者との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「二戸市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「市基本方針」という。）を、ここに策定する。

## I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた児童生徒の心情に共感し、その立場に立って行うものとする。

#### 【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

二戸市は、この基本理念の下、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組みを進める。

## 3 いじめの未然防止

全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある人間への成長を促しながら、いじめを生まない土壤を作っていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。

その取組をとおして、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度・社会性を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。

## 4 いじめの早期発見

「いじめは早期発見、早期対応が重要」との姿勢の下、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候や児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知するこ

とが必要である。

また、いじめの早期発見のため、教育委員会及び学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## 5 いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめを行った児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を詳細に確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

そのため、学校はいじめに対応するための校内体制及び組織を整備し、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくこと必要がある。

## 6 家庭、地域、関係機関との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校は、家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

P T A組織、学校評議員制度、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設けるほか、各学校が行う体験活動では、児童生徒が大人と関わりをもつ機会を作ることも重要である。

また、学校や教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や法務局、相談関係機関や医療機関などとの適切な連携が有効であり、日頃から教育委員会や学校と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## II いじめ防止等のための対策の内容

### 1 市（教育委員会を含む）が実施する施策

#### （1）道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

#### （2）児童生徒の主体的な活動の推進

児童生徒が学級活動や児童会（生徒会）活動の中で、いじめの防止等のために自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援を行う。

また、児童生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止すること

の重要性に関する理解を深めるための啓発やその他必要な取組を行う。

(3) 情報モラル教育の推進

各学校において、PTA等と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する説明会及び研修会を開催する等、インターネット上のいじめを防止するための児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図る。

(4) いじめの早期発見及び実態把握の取組

いじめの早期発見及び児童生徒の実態把握を目的として、定期的なアンケート調査及び個人面談の取組状況を把握し、学校におけるいじめ防止等のための取組の充実を促す。

(5) 特別支援教育の推進

障がいの有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習などを通して障がいを有する児童生徒に対する理解の促進を図るとともに、障がいのある児童生徒に対する適切な支援や指導を充実させる「特別支援教育」を推進する。

(6) いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定を踏まえ、「二戸市いじめ問題対策委員会（以下「市対策委員会」という。）を設置する。

市対策委員会は、学校関係者、教育委員会、市健康福祉部、市民生委員児童委員協議会、県福祉総合相談センター、県保健福祉環境センター、県北教育事務所、二戸警察署、盛岡地方法務局、その他の関係者で構成する。

(7) 関係機関との連携体制の整備

児童生徒、その保護者及び学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、人権擁護機関等の関係機関との連携体制を整える。

(8) いじめの防止等のための研修の推進

いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上や対応への共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するように取組を促す。

(9) 学校いじめ対策組織への指導・助言

各校の学校いじめ対策組織の役割が果たされているか確認し、必要な指導・助言を行う。

(10) いじめに対する措置

法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援・指示、調査を行う。

(11) 重大事態への対処

法第28条に定める「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

また、重大事態に係る調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

さらに、学校が調査を行う場合には、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援をする。

#### (12) 学校評価への指導・助言

日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを各校の教職員に周知徹底するとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して指導・助言を行う。

また、教員評価は、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な対応等を評価するよう、学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

#### (13) 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員や学校関係者評価委員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりの推進を支援する。

## 2 学校における取組

#### (1) 道徳教育、体験活動の充実

児童生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性を育み、適切な集団づくりに努めるなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。

#### (2) いじめの防止等のための基本方針の策定

学校は、国が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」、県、及び市が定める基本方針を参考し、各学校の実情に応じて、いじめの防止等のための基本的な方針を定める。

#### (3) 学校評価による取組の改善

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、目標の達成状況を評価する。また、学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図るように努める。

#### (4) 関係者との連携と情報提供

学校は、学校いじめ防止基本方針を策定するに当たり、保護者、地域住民、関係機関等と協議を行いながら、具体的ないじめの防止等の対策に係る連携

について定める。また、児童生徒の意見を取り入れ、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

策定した学校いじめ防止基本方針は、各校のホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を安易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

#### (5) いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等から成る校内組織を置く。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門知識を有する外部人材の活用も検討する。

さらに、組織を実際に機能させるに当たり、適切に外部専門家の助言を得つつも機能的に運用できるように、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

#### (6) いじめの未然防止

児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むとともに、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」という教職員の共通認識の下、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度により、全ての児童生徒に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

#### (7) いじめの早期発見

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。また、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

#### (8) いじめ事案への対応

① 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、いじめに係る情報を抱え込みず、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、いじめに係る情報を報告し、事実確認や初期対応を組織的に行うとともに、その内容を、教育委員会に報告する。

また、教職員は、学校の定めた基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

② 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- (3) 関係児童生徒や保護者への支援、指導及び助言は、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門知識を有する者の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行うとともに、いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることがないよう、当該事案に関する情報共有が適切に行われるよう必要な措置を講ずる。
- (4) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、二戸警察署と連携するなどして対応すると同時に教育委員会に報告する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに二戸警察署に通報し、適切に対処する。

#### (9) いじめ解消の判断

いじめが解消されたとの判断は、次の2つの要件が満たされている場合とする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等で確認する）

#### (10) 体制整備と校内研修等の充実

いじめは教職員が気付きにくい形で行われていることに留意し、児童生徒のわずかな変化やいじめの兆候を見逃さないよう、教職員間の情報交換を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制づくりを行うとともに、いじめ防止等についての校内研修等の充実を図る。

#### (11) 教育相談の充実

児童生徒及び保護者が悩みを教職員に相談しやすい環境づくりに配慮するとともに、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

#### (12) 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

発達障がい等のある児童生徒への指導は、特別支援教育に関する校内委員会との連携を図るとともに、必要に応じて外部専門家の協力を得る等、当該児童生徒の特性に応じた対応を図るよう配慮する。

### III 重大事態への対処

#### 1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「不登校」の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

児童生徒又は保護者からの申立てに対しては、学校が把握していない極めて重要な情報であることと捉えるものとする。調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することのないよう特に留意する。

#### 2 教育委員会または学校による調査

##### (1) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

##### (2) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。

調査は、①学校が主体となって調査を行う場合、②教育委員会が主体となって調査を行う場合、が考えられる。

##### (3) 調査を行うための組織

###### ①学校が主体となる場合

各学校が組織している「いじめの防止等のための校内組織」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医等の当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）による学校以外の委員を加える等、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である

- 「学校いじめ調査委員会」を設置する。
- ②教育委員会が主体となる場合

市対策委員会を母体とし、外部の専門機関からの推薦等により、学識経験者、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

#### （4）事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

##### ①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

##### ②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなつた児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至つた経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し遺族の気持ちに十分配慮しながら実施する。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会において出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

さらに、学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### 3 調査結果の提供及び報告

学校及び教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになつた事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たつては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

## **IV その他いじめの防止等のための対策に関する事項**

### **1 基本方針見直しの検討**

二戸市は、いじめの防止等に関する施策や学校の取組、重大事態の対処等、市基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

### **2 学校の基本方針策定と校内組織**

教育委員会は、市内小・中学校における学校基本方針及び校内組織について、それぞれ策定状況を確認する。